

浜松市成年後見制度に係る後見人等の報酬助成に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発0609001号厚生労働省老健局長通知別紙）及び地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙）の規定に基づき、成年後見制度に係る後見、保佐又は補助開始の審判を受けた者に対し、後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）の報酬の全部又は一部を助成することについて必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 この要綱における対象者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する者で認知症、知的障害及び精神障害その他の精神上的障害などにより判断能力が十分でない者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第13条の規定に基づく本市以外の市町村の住所地特例対象被保険者
 - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行っている者、又は、第52条の規定に基づき、本市以外の市町村が自立支援医療費の支給認定を行っている者
 - ウ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が保護を決定し、実施している者
- (2) 本市に住所を有しない者で認知症、知的障害及び精神障害その他の精神上的障害などにより判断能力が十分でない者のうち、次に掲げる者。
 - ア 介護保険法第13条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者
 - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者、又は、第52条の規定に基づき、本市が自立支援医療費の支給認定を行っている者
 - ウ 生活保護法第19条の規定に基づき、本市が保護を決定し、実施している者
- (3) その他市長が認める者

2 前項に規定する対象者のうち、家庭裁判所により後見人等が選任された別表に定める基準を満たす者を助成金の支給対象者とする。ただし、後見人等が本人の配偶者、直系血族、兄弟姉妹の場合は除く。

(助成金の支給対象期間)

第3条 助成金の支給対象期間は、第7条第1項に規定する申請書類の提出日から起算して2年前の日が属する月までの期間とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第39条に規定され

た別表第1第13項、第31項又は第50項に掲げる報酬の付与の審判によって定められた後見人等の報酬（以下「後見等報酬」という。）とする。ただし、助成金の支給対象者の生活の場が在宅にあっては月額2万8,000円、施設入所中又は入院中にあっては月額1万8,000円を上限とする。

- 2 後見人等が複数人選任されている場合についても前項に定める額を上限とする。
（助成金から控除される額）

第5条 後見等報酬のうち、第3条の規定により支給対象外となった期間の報酬は、助成金から控除する。

- 2 本助成金以外に他の助成制度等により後見等報酬に対する助成金を受領する場合は、その額を本助成金から控除する。
（助成金の支給対象者死亡後の助成）

第6条 申請前に助成金の支給対象者が死亡した場合、その者の後見人等であった者は、第7条の規定により助成金の支給の申請をすることができる。

- 2 前項の規定により支給すべき助成金の額は、死亡時の資産を後見等報酬に充当し、なお不足する場合に第4条に定める上限の範囲内の額とする。
（助成金の支給の申請）

第7条 助成金の支給の申請をしようとする者は、報酬の付与の審判により家庭裁判所が後見等報酬を決定した後に、成年後見制度に係る後見人等の報酬助成金支給申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 助成金の支給対象者の資産等の状況に関する書類
- (2) 報酬の付与に関する家庭裁判所の決定書等助成金の支給申請額、内訳等に関する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請は、家庭裁判所の報酬付与の審判日の翌日から起算して1年以内に行われなければならない。
（助成金の支給の決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、家庭裁判所の審判の結果、助成金の支給対象者の負担能力等を総合的に考察した上で、審査を行い、助成金の支給の可否、助成金の支給額等を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、助成金の支給の可否、助成金の支給額等を決定した場合は、その決定の内容を成年後見制度に係る後見人等の報酬助成金支給決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。
（助成金の支給）

第9条 前条の規定により助成金の決定を受けた申請者は、当該決定された助成金を請求することができる。

- 2 前項の請求は、成年後見制度に係る後見人等の報酬助成金請求書（第3号様式）により、行われなければならない。

3 助成金は前項の請求に基づき、後見人等が管理する助成金の支給対象者の金融機関口座に振込むものとする。ただし、請求前に助成金の支給対象者が死亡した場合は、民法第873条の2の規定により、後見人等であった者の指定する金融機関口座に振込むことができるものとする。

(助成金の返還)

第10条 助成金の支給を受けた者は、次に掲げる事由に該当する場合は、支給された助成金に相当する金額を返還しなければならない。

- (1) 助成金の支給対象者、後見人等、親族その他の関係人が後見人等の報酬の助成に関し、虚偽の申出をしていたこと。
- (2) 助成金を後見人等の報酬以外の目的に使用していたこと。
- (3) その他不正の手段により助成金の支給を受けたこと。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

別表（第2条関係）

世帯の人数	世帯合計収入額 (年額)	資産 (現金、預貯金、有価証券等)
単身世帯	150万円以下	世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。また、助成金の支給対象者を含む世帯員の預貯金額の合計が最低生活費の半年分以上あれば、助成金の支給対象者を含む世帯員の財産から支弁し、不足分を助成することとする。
2人世帯	200万円以下	
3人世帯	250万円以下	
4人以上世帯	250万円に、世帯員4人目以降1人につき50万円を加えた額以下	

備考

- 1 世帯合計収入額(年額)は、申請日の属する月の前月から遡った1年間の実収入額とする。
- 2 申請日において、収入及び資産基準両方を満たすことを条件とする。
- 3 別表中の最低生活費とは、生活保護法による保護の基準において、その世帯に認定される生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の各基準を合算した額を基本とする。
- 4 別表中の世帯員とは、助成金の支給対象者と生計を一にする者とする。

第1号様式(第7条関係)

年 月 日

浜松市長 あて

申請者 住 所 〒 -

後見人等氏名

(個人 ・ 法人) 職名 ()

電話番号

助成金の支給対象者との関係(該当するもの☑)

成年後見人 保佐人 補助人 本人

※被後見人等死亡の場合

元成年後見人 元保佐人 元補助人

成年後見制度に係る後見人等の報酬助成金支給申請書

浜松市成年後見制度に係る後見人等の報酬助成に関する要綱第7条の規定に基づき、次のとおり、成年後見制度に係る後見人等の報酬の助成金の支給を申請します。

1. 助成金の支給対象者 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日 性別()
 2. 助成金支給申請額 円
 3. 助成金の支給申請の理由(※被後見人等死亡の場合、死亡日も記載)
 4. 報酬助成期間における施設等への入院・入所の状況(該当するものに☑)
 報酬助成期間のすべての期間において、(在宅で生活/ 入院・入所) していた。
 上記以外
- | 期間 | 入院・入所先 |
|--------------|--------|
| 年 月 日～ 年 月 日 | |
| 年 月 日～ 年 月 日 | |
5. 他の助成制度等の利用状況(該当するものに☑) 利用あり 利用なし

(添付書類)

- (1) 助成金の支給対象者の資産等の状況に関する書類(別記様式)
- (2) 家庭裁判所の決定書等助成金の支給申請額、内訳等に関する書類
- (3) 他の助成制度を利用している場合、対象期間・金額等に関する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

第2号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

浜 松 市 長

成年後見制度に係る後見人等の報酬助成金支給決定通知書

年 月 日付で受理しました成年後見制度に係る後見人等の報酬助成金の支給申請について、次のとおり支給の可否を決定しましたので通知します。

1 助成金の支給対象者 住所

氏名

生年月日 年 月 日 性別()

2 助成金の支給の可否 可 ・ 否

3 助成金の支給が可の場合

助成金支給額 円

(対象期間: 年 月 日～ 年 月 日分)

4 助成金の支給が否の場合

理由

年 月 日

浜松市長 あて

請求者 住 所 〒 -

後見人等氏名

助成金の支給対象者氏名

助成金の支給対象者との関係(該当するもの☑)

成年後見人 保佐人 補助人 本人

※被後見人等死亡の場合

元成年後見人 元保佐人 元補助人

成年後見制度に係る後見人等の報酬助成金請求書

金額		拾	万	千	百	拾	円
----	--	---	---	---	---	---	---

浜松市成年後見制度に係る後見人等の報酬助成に関する要綱第9条第2項に基づき、
年 月 日から 年 月 日分の後見人等の報酬助成金を請求
いたします。

なお、支給につきましては、下記の口座に振り込み願います。

記

口座名義人 ※カナで記載	
振込先 金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 農協 支所
預金種別 口座番号	当座預金 第 号 普通預金

(あて先) 浜松市長

申請者 住 所 〒 -

後見人等氏名
 助成金の支給対象者氏名
 助成金の支給対象者との関係 (該当するもの)
 成年後見人 保佐人 補助人 本人
 ※被後見人等死亡の場合
 元成年後見人 元保佐人 元補助人

収入・資産申告書

助成金の支給対象者の世帯の収入・資産等について、下記のとおり申告します。

記

1 世帯構成

	氏名	生年月日	性別	生計中心者に○をつけてください
世帯主				
世帯員				

2 収入

※ 年金や恩給等を受給している場合やその他収入のある場合は、年金等の振り込まれている預貯金の通帳 (報酬助成期間から申請日まで記帳されたもの) を添付してください。収入の基準を満たしているかどうか、詳細な判断が必要な場合は、世帯全員分の源泉徴収票や振込通知書等の提出を求めることがあります。

① 年金、恩給等の収入

受給者の氏名	助成金支給対象者との関係	障害・老齢年金、恩給等の種類	年間受給額
			円
			円
			円
合 計(①)			円

② 給与・営業・不動産等の収入 (給与等明細がある場合は明細書等を添付してください。)

収入のある世帯員の氏名	助成金支給対象者との関係	収入の種類 (給与・営業・不動産等)	勤務先等	年間収入額
				円
				円
				円
合 計(②)				円

③ 仕送り等の収入

支給者の氏名等	助成金支給対象者との関係	収入の種類	年間収入額
			円
			円
合 計(③)			円

※ ①、②、③ の 総合計 _____ 円

3 資産 ※預貯金がある場合は、世帯全員分の預貯金の通帳を添付してください。

申請日まで記帳している（申請日に入出金がない場合は、直近の日付まで記帳している）。
 ※記帳している場合は、してください。

① 預貯金など

(1) 預貯金・現金について、

持っている。 預貯金_____円 現金_____円 世帯の合計(1) _____円
 持っていない。

(2) 有価証券・債券等について、

持っている。 _____ 世帯の合計(2) _____円
 持っていない。

※ (1)、(2) の 総合計 _____ 円

② 不動産

居住用の土地、家屋等以外に、活用できる不動産（宅地、田畑、山林、建物等）について、

持っている。 ➡不動産の詳細、すぐに現金化できない理由等を別紙添付してください。
 持っていない。

4 被扶養状況

税法上の扶養控除対象者、又は被保険者となっている健康保険等の医療保険上の扶養家族に、

なっている。
 なっていない。

5 生活保護受給状況

生活保護の受給者に、

なっている。
 なっていない。

浜松市記入欄

(所得分布の状況等を記入)				
1	生活保護受給	有 ・ 無	4 活用可能資産	有 ・ 無
2	世帯収入金額	円	5 被扶養状況	有 ・ 無
3	世帯預貯金額	円		